

大阪府立大学における研究評価について

大阪府立大学では、平成17年4月に3つの大学の再編・統合と公立大学法人化を併せて行うという大きな変革を実施し、新しい組織のもと制度改革に取り組んでいる。

高度研究型大学を目指し、独創的で先駆的な研究と産学官連携のマネジメントについて連携を図りつつ、戦略的な大学運営が行われている。また、自己点検・評価体制が整備され、全学共通の実施要領、評価基準に基づき、組織評価、教員活動評価が実施されている。

1. 大阪府立大学の概要

1-1 基本的な目標

高度研究型大学として全学的な研究水準の向上とともに、特色ある研究の推進を図り、産学官連携等によりその研究成果を社会に還元することを目指している。

また、教育面においては、学部・大学院教育の充実、専門職業人養成のための実践的教育の展開等により、幅広い教養や豊かな人間性と高度な専門的知識を備えた社会をリードする高度専門職業人の要請を目指すとともに、これらの教育研究活動の一層の充実を図るため、業務運営体制の整備や財務内容の改善等に取り組むなど戦略的・弾力的な大学運営の推進に努める。

1-2 大学運営・教育研究組織（資料1参照）

1-3 教員数（平成19年5月1日現在）

教授	275名
准教授	213名
講師	111名
助教	155名
助手	1名
合計	755名

※ 学長・理事・監事は含まない。

1-4 学生数（平成19年5月1日現在）

学部	6,434名	留学生内数	51名
修士課程（博士前期）	1,177名	留学生内数	49名
博士課程（博士後期）	348名	留学生内数	69名
専門職学位課程	0名	留学生内数	0名
合計	7,959名	留学生内数	169名

1-5 収入・支出（平成18年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	12,338	
施設整備費補助金	87	
補助金等収入	89	
自己収入	5,158	
授業料、入学料及び検定料収入	4,960	
雑収入	198	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,761	
目的積立金取崩	58	
計	19,493	

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
業務費	17,132	
教育研究経費	13,905	
一般管理費	3,227	
施設整備費	249	
補助金等	89	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,456	
計	18,926	

科学研究費補助金・外部資金		(単位：百万円)
区 分	金 額	
科学研究費補助金	785	
厚生労働科学研究費補助金	68	
共同研究	663	
受託研究（調査等を含む）	777	
奨学寄附金	227	
COE・NEDO等の競争的補助金・助成金	271	
計	2,791	

2. マネジメント体制

大阪府立大学では、研究開発に関するマネジメントの中核を担う組織として、産業の高度化や新産業の創出など地域産業の振興に貢献するとともに、教育研究活動の活性化にもつなげるため、知的財産の創造や発掘、マネジメントから活用までを一元的に実施する組織として、「産学官連携機構」（資料2参照）を設置している。

機構は、担当理事を機構長とし、専任教職員、関連学部からの兼務職員のほか、企業経験を始め様々なキャリアを有する20名を超えるコーディネーターで構成されている。

具体的な業務は、①知的財産本部整備事業に関すること、②外部研究資金に関すること、③産学官連携フェア等に関すること、④客員研究員・研修員に関すること、⑤独立行政法人日本学術振興会に関すること、⑥利益相反管理に関すること、⑦発明・特許に関すること、を主としている。これらの業務を遂行するため、大学における産学官連携活動及び研究推進に関する企画運営及び意思決定を行う「総合戦略調整室」を置き、共同研究、受託研究、産学官共同プロジェクト研究を推進するとともに、技術移転の推進、企業への技術相談等を行っている。「リエゾンオフィ

ス」は外部資金獲得の核となり、「マネジメントオフィス」は長期戦略による知的財産の活用を行い、将来の産学官連携に寄与している。

また、各学部の代表からなる「総合戦略企画会議」を設置し、研究開発に関する情報の共有とともに、全学的な企画策定やコンセンサス形成を行っている。

(産学官連携機構組織図)



研究活動の情報収集については、教員の教育、研究、社会貢献及び大学運営の4分野における活動情報を収集・蓄積し、大学評価への活用及び教職員・学生の利便性を図るとともに、大学の教育・研究等の活動情報を発信することを目的として、「教員活動情報データベースシステム」を構築し、マネジメントに活用されている。

研究を活性化する取り組みとしては、教育研究の活性化とその水準の向上を図るため、学長裁量経費を活用し、若手教員や科研費の審査において高成績を取めた教員に対して研究費の重点配分を行うとともに、ナノ、バイオ、ITなどの先端研究分野において、学内公募提案型の産学官共同プロジェクトとして、近い将来実用化が期待できるプロジェクトを選定し、3年間重点配分を行うなど、学長のトップマネジメントのもと、戦略的・重点的に予算を配分している。

また、教員の研究活動の活性化・高度化を図り、大学の中期計画に掲げる研究に関する目標を達成するため、年度計画実績において高い研究業績を達成した教員に対し、業績反映研究費を配分する制度を導入している

3. 評価体制

大阪府立大学では、大学評価、自己点検・評価、教員の活動評価等、評価に関し必要な事項の企画調整及び実施を行うため「評価会議」（資料3参照）を設置するとともに、その下に、職務の詳細な企画及び実施を行う「評価・企画実施委員会」、各部局評価の企画及び実施を行う「部局評価・企画実施委員会」を置き、組織的な自己点検・評価の取組体制を整備している。評価会議は、学長を議長とし、各理事、各学部長等から構成されている。

具体的な業務は、①大学評価の基本方針に関する事、②自己点検・評価の基本的事項に関する事、③大阪府地方独立行政法人評価委員会の評価への対応の方針に関する事、④認証評価機関の評価に係る基本的事項に関する事、⑤教員の個別評価及び組織評価の実施方針、評価方法等の基本的事項に関する事、⑥評価結果の活用方策その他評価に関する基本的事項に関する事となっている。

また、全学単位で自己点検・評価を実施するため「大学評価基本方針」（資料4参照）及び「自己点検・評価実施要領」（資料5参照）を策定し、大学及び部局単位として行う組織評価と教員の活動について実施する教員活動評価について、3年毎に実施することとしている。

4. 大学として実施されている評価

大阪府立大学が実施している以下の評価について概説する。

- ・ 自己点検・評価（組織評価、教員活動評価）
- ・ 業績反映研究費配分に関する評価

4-1 自己点検・評価（組織評価、教員活動評価）

1) 評価の目的

自己点検・評価は、組織評価と教員活動評価で構成されており、大学の組織及び教員の活動状況について、点検・評価を行い、活性化を促し、教育・研究等の質の向上を図るとともに、大学が目指す理念・目標を達成することを目的としている。

2) 評価組織

部局評価・企画実施委員会において、組織評価、教員活動評価結果を部局自己点検・評価報告書としてとりまとめ、大学評価・企画実施委員会に提出する。

大学評価・企画実施委員会は、提出された部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、大学全体の自己点検・評価報告書を作成し、評価会議の承認を得る。

3) 評価方法

評価時期

大学評価・企画実施委員会は、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度7月末までに自己点検・評価報告書を作成する。

評価項目

教員活動自己点検・評価の実施に当たっては、大学評価・企画実施委員会において、全学共通の自己点検項目、自己評価の観点及び内容を示した「教員活動自己点検・評価実施基準」（資料6参照）を定めるとともに、部局評価・企画実施委員会において、「教員活動自己点検・評価実施基準」に、学部等の特性を考慮した自己点検評価の観点及び内容を加えた「学部等教員活動自己点検・評価実施基準」を定めている。

組織評価については、認証評価機関による点検・評価内容に大学独自の点検評価内容を加えて実施している。

評価方法

学部等の長及び部局評価・企画実施委員会において、教員から提出された教員活動自己点検・評価報告書について分析・検討する。

学部等の長は、分析・検証に当たり、必要に応じ、教員に対しヒアリングを実施する。

4) 評価結果の活用

自己点検・評価の結果は、教育研究活動の質の向上に必要な方策の検討に用いられることになる。

4-2 業績反映研究費配分に関する評価

1) 評価の目的

教員の研究活動の活性化・高度化を図り、大学の中期計画を掲げる研究に関する目標を達成するため、年度計画における主な研究に関する目標の達成にかかる業績の高い教員に対し、業績反映研究費を配分する。

2) 評価組織

学部等の長は、教員から提出された研究業績報告書を基に、学部等における実施要領により評価する。

3) 評価方法

評価時期

教員は、毎年4月末までに、前年度分の研究業績報告書を学部等の長に提出し、学部等の長は、6月末までに研究業績の高い教員を決定し、学長に報告する。

評価項目

大学評価・企画実施委員会において、教員の研究業績についての全学的な評価項目、評価基準及び評価指標を定めている。

また、部局評価・企画実施委員会において、全学的な評価項目、評価基準及び評価指標を基に、学部等の状況に応じた評価項目、評価基準、評価指標及び研究業績報告書様式を定めた学部等における実施要領を策定している。

全学的な評価項目、評価基準

- ・ 項目における基準別点数（下記の「多い」「普通」「少ない」等の学部等における基準及び⑤の項目の学部における内容は、部局評価・企画実施委員会で定める）。

	基準	多い	普通	少ない	なし
項目					
①学術論分数		3点	2点	1点	0点
②学術講演発表・学会発表件数		3点	2点	1点	0点
③競争的資金獲得金額		3点	2点	1点	0点
④共同研究・受託研究件数		3点	2点	1点	0点
⑤その他特記すべき貢献		3点	2点	1点	0点

- ・ 項目に対する乗数（学部等における乗数は、下記の乗数の範囲内で部局評価・企画実施委員会で定める）。

	乗数
①の項目	1～5
②の項目	1～5
③の項目	1～3
④の項目	1～3
⑤の項目	1～4

全学的な評価指標

- ・ 学部等の評価基準による①から⑤の「点数×乗数」の合計点数。

(例)

		乗数	点数×乗数
①の点数	3点	5	15点
②の点数	2点	4	8点
③の点数	2点	2	4点
④の点数	1点	2	2点
⑤の点数	2点	3	6点
合計点数			35点

評価方法

学長は、学術論文に関する目標、学術講演発表・学会に関する目標、競争的資金獲得額に関する目標、共同研究・受託研究に関する目標の学部等の年度計画の達成状況に応じ、学部等の長に対し、研究費配分対象者人数（目標数値が達成された場合は、当該学部等の在籍教員の概ね10%相当する人数）を通知する。

学部等の長は、評価結果に基づき、対象者人数分の研究業績の高い教員を対象者として決定し、学長に報告する。

4) 評価結果の活用

対象者に研究費を配分するとともに、研究費が配分される者を部局長連絡会議で周知している。

5. その他特記事項

5-1 外部研究資金獲得への対応

外部研究資金については、産学連携費を活用し、外部研究資金獲得の強化に向けたインセンティブ保持方策（資料7参照）を導入するとともに、国等の補助金を獲得した際に、補助金を受領するまでの間、研究の実施に必要な資金を法人が立て替えることができる制度を導入している。

5-2 分野横断型共同研究

部局の枠を超えた共同研究の実施など組織間連携を充実するため、専任教員や専用の研究施設を置かない研究組織として、部局横断型の共同研究グループ「21世紀科学研究所」（資料8参照）を設置し、大学の研究活動の一層の活性化を図っている。

6. 部局で実施されているマネジメント・評価

大阪府立大学では、部局長裁量経費の導入などにより、各学部等の長の人事・予算面での権限強化が図られており、各学部等の長のリーダーシップのもとで、全学的な方針に基づく機動

的な学部等の運営が行われている。

ここでは、工学研究科におけるマネジメント・評価について概説する。

6-1 工学研究科におけるマネジメントについて

工学研究科では、工学研究科長を含めた4名（教育研究会議委員1名、工学研究科長室会議委員2名）が執行部を構成しており、意思決定が迅速・機能的に行われている。

また、各分野の教授からなる「教育研究 Grant 委員会」を設置し、学術政策等の分析や将来に向けての研究課題の方向性、推進体制、外部資金の獲得の方策等について中期的な戦略の検討を行っている。

さらに、産官学研究協力及び学術交流を促進し、技術開発及び技術教育の振興に寄与するため、産業界を対象とした任意団体の「産官学共同研究会」を設置し、産官学相互の交流事業の支援、講演会・セミナー・フォーラム等の開催、テクノラボツアー（研究室見学会）の開催、技術相談受付などを行い、自治体や企業に研究情報を提供するとともに、自治体や企業のニーズを積極的に把握している。

6-2 工学研究科における評価について

工学研究科では、全学の評価基本方針及び自己点検・評価実施要領に基づき、研究科独自の評価基準を定め、組織評価と教員活動評価を実施している。

また、認証評価機関の認証評価基準に基づき、研究科独自に2年ごとに組織の自己点検評価報告書を取りまとめており、公表している。

さらに、研究科長裁量経費の配分において、ファカルティイノベーション（F I）推進の一環として、研究奨励研究費、国際学術講演会講師招聘費等など公募を行い審査し、重点配分するなどの施策を実施している。

7. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年10月24日に大阪府立大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、大阪府立大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である小湊卓夫氏（九州大学高等教育開発推進センター准教授）及び林隆之氏（大学評価・学位授与機構評価研究部准教授）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	○ 公立大学の法人化が進む中、中期計画に基づいてマネジメントを実施している。特に研究開発については、研究型大学として特徴を活かすことを目的に、全学の研究開発に関する企画・分析を行う総合戦略企画会議を産学官連携推進機構に設置し、研究開発に関する情報の全学的な共有と研究開発の促進を図っている。中でも、産学官連携と先端科学領域

	<p>研究の両者のマネジメントについて連携を図りつつ強気に推し進めているのが大きな特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究に関する意思決定は、執行部ならびに産学官連携機構によって担われている。他大学で見られるような研究担当副学長のもとに研究推進室／委員会を設置する構成とは若干異なり、産学官連携のリエゾン・知財業務を担う部署に、科研費などの公的外部資金の獲得促進のためのインセンティブ方策などの研究推進業務をも集中させた組織構成にしている点に大学の戦略の特徴が反映されている。 ○ 分野横断型共同研究を推進するため、21世紀科学研究所を設置し、自発的な共同研究の促進と学長によるトップダウンの研究推進を図っている。
<p>マネジメントに必要な 情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の活動状況全般を把握し、必要な情報を発信する目的で、平成18年度から教員活動情報データベースシステムが構築されている。 ○ 平成17年の法人化に際して設置された産学官連携機構により、産学官連携のコーディネーター機能は大きく拡充され、共同・受託研究実績は急速に充実している（ただ寄付金は増えていないところが特性をよく示しており、現在は、過去の研究蓄積で産学連携に対応しており、過度に連携を重視しすぎると蓄積が枯渇しないかを大学側は課題に感じておられるようである）。この産学官連携活動の中で、企業ニーズとのマッチングの必要性から、コーディネーターと研究者との交流が頻繁に行われることで研究情報が収集されている（「研究マップ」をつくっているとのこと）。ただ、教員－コーディネーターの個人レベルでの関係や、企業配布用の研究成果集作成以上の内容が行われているのかどうかは、ヒアリングでは十分把握できなかった。 ○ 公的外部資金獲得のための目標値設定を行っており、そのために学部の実績報告などの形での情報共有がなされている。このように現実的な必要性のもとで状況把握が実施されている反面、それ故に、基礎研究や人文社会系の研究は、若干、大学の研究内容の特徴や強みの把握が難しく、将来的な競争力向上のための戦略形成も行いにくくなるのかもしれない。 ○ 大学全体として高度研究型大学を目指している。工学部などでは比較的に大学の重点分野（IT、ナノ等）や産学官連携に馴染みやすく戦略も立てやすいように見られるが、それ以外での学部においても、いかなる方向に研究を組織的に展開させていくかについての、計画の策定・ブレークダウンについては、次期中期目標期間へ向けての課題と認識されているようである。
<p>マネジメントのプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学の研究開発に関するマネジメントの中核を担う組織として、産学官連携機構が設置されている。当該機構の下に総合戦略調整室が設置され、産学官連携ならびに研究推進に関する意思決定を実質的に担っている。 ○ 21世紀科学研究所は、分野横断的に研究者間の共同研究を進めるためのバーチャルな組織であり、14の研究グループが研究所としての認定を受けており、そのうち2つの研究所は、学長指定によるトップダウン型の研究所である。 ○ 21世紀科学研究所としてボトムアップ型の研究グループを形成する制度を有しており、部局間共同、ビジビリティの向上（大学としての強みを有する研究領域や研究テーマの明確化）をはかるとともに、COEプログラム等の大型資金獲得への準備が行われている。ただし、他大学でも見られるように、やはり個人研究が主体の人文系などでは機能させる方法が難しいという話であった。
<p>評価活動について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織評価と教員活動評価の2つが実施されている。組織評価は認証評価機関の基準に大学独自の基準を加え実施している。また、教員活動評価は、教員活動の活性化を目的に、毎年教員活動自己点検・評価を実施

	<p>した後、部局単位で集約し全学の委員会に報告している。評価活動の実施に当たっては、全学共通の実施要領、基準に基づいて行われる。特に、教員活動評価は、あくまでも教員の自己点検・評価に力点が置かれており、この結果が直接資源配分等に活用することを目的とはしていないことが特徴である。</p> <p>○ 学内にはインセンティブ経費制度が複数設定されている。研究費獲得実績において優れた研究者・部局への報償による研究奨励環境の醸成、若手研究者のスタートアップ支援、萌芽的研究の外部資金獲得支援、組織の中期目標実現への達成への報償など、目的に応じた様々な側面が配された構成となっている点は参考になった。それとともに、これらのインセンティブ制度によって大学の目標（特に研究費獲得と成果実績）を明確に構成部局・構成員に伝える仕掛けになっている。</p>
内部における研究評価活動の実施状況	<p>○ 研究活動に関しては、業績反映研究費配分のための評価を実施している。当該評価は部局年度計画の達成状況に連動して、研究費配分対象者人数が全学で決定され通知された後、部局毎に設定した評価基準に基づいた評価に照らし合わせて、該当者が決定される。</p> <p>○ 法人としての目標・計画については、部局ごとの目標値設定と、その達成による報償という基本的な構成がとられている。懸念されることを挙げるならば、どうしても定量的な目標値になりやすい資金や論文数に比重がおかれてしまうという弊害や、目標の水準の妥当性をいかに担保するかという問題があり、外部評価などのピアレビューをとるような質の判断も必要ではないだろうか。</p> <p>○ 一方で、教員の自己点検・評価も導入されており、研究だけでなく、教育・社会貢献・大学運営も含めた項目立てに配慮がなされている。教員個人の目標を書かせてその実績をチェックするという方法は現時点ではとっていないようであるが、教員の受容性の高い形でスタートし、教員の業績データベースなどの客観的データを補足的に用いることができるような体制を整備しつつあるなど、着実な制度設計が行われている。</p>
学外競争的資金との関わり	<p>○ 外部資金獲得促進を目的として、外部資金獲得額の多い教員に対し、表彰が行われる。また部局に対しては統一基準の下、全学から外部資金獲得のための支援費が配分されている。また、科研費獲得促進の目的で、不採択課題の中で高い評価のものに対し一定額の研究費が措置されている。</p> <p>○ 資金獲得を重視したインセンティブ制度や、学際的研究プロジェクトによるCOEなどの大規模グラントへの将来的対応がはかられている。</p>
第三者評価への活用	<p>○ 教員単位の自己点検・評価の導入やデータベースの開発など、大学自身の自己把握だけでなく将来の第三者評価にも耐える情報収集体制を着実に構築しはじめている。</p> <p>○ 一方で、教育・研究業務のアウトカム把握や学内施策実施の効果測定は方法論的にも個々の大学が実施することが難しいと感じられておられるところもある。個別大学を超えたところでの方法論開発が必要であろう。</p>
マネジメントと評価との関係	<p>○ 学長・部局長を中心にマネジメントの強化が図られ、資源配分に評価が活用されているが、取り組み始めたばかりということもあるため、今後その成果が期待される。</p> <p>○ 研究促進環境醸成のための評価システム構築やインセンティブ制度設計は、場合によっては教員からの受容性を高めるためにソフトな形式をとってはいるが、着実に展開されはじめている。現時点では、重点化などを学内分析を十分に行って実施しているとまでは言えないが、今後研究費獲得状況などが明確に示されることで、競争力ある研究分野・領域の把握がなされ、今後の重点化や組織改組に結びついていく可能性はある。</p>

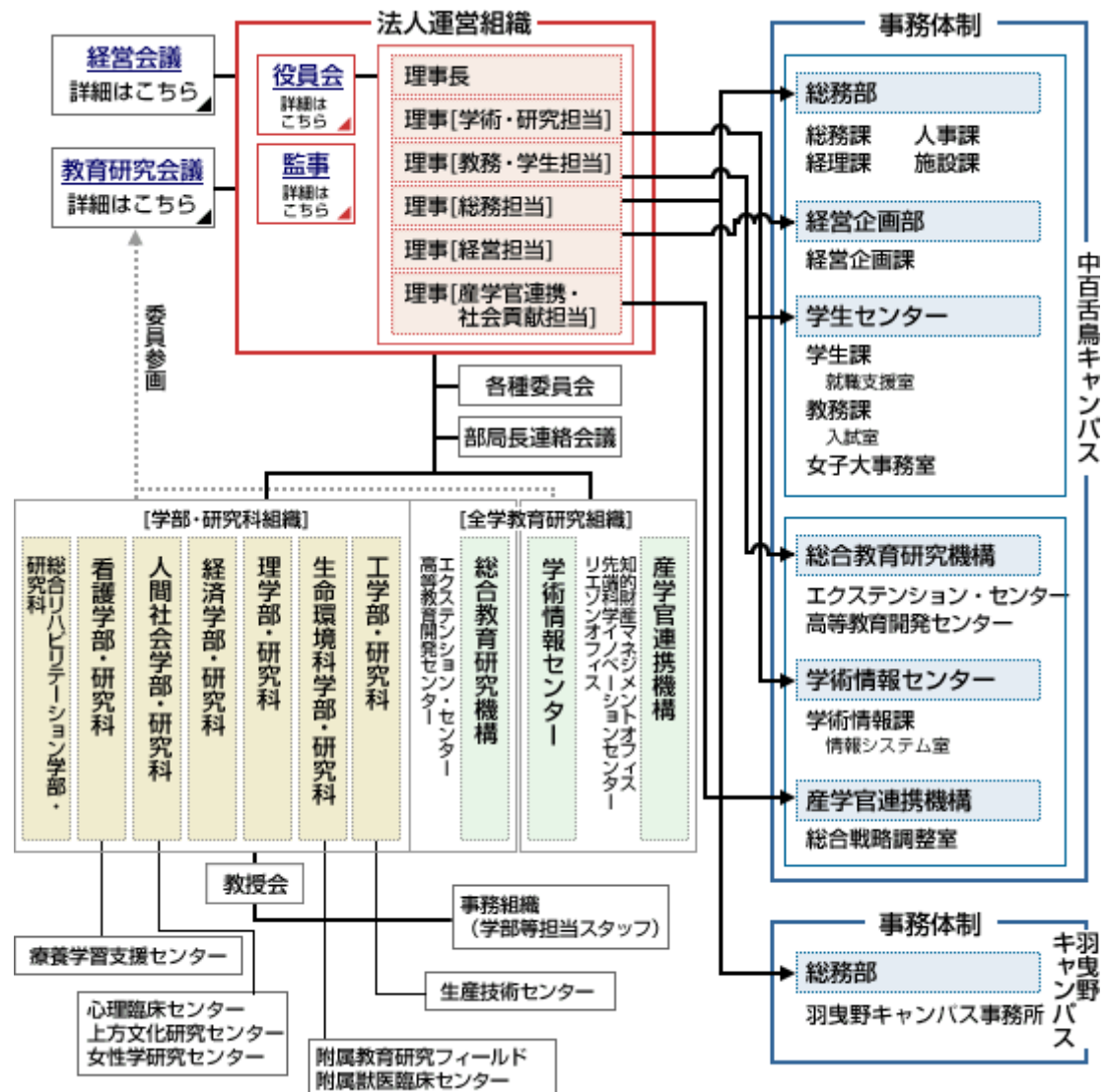
2) 部局（工学研究科）について

区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部局の目標達成と外部資金獲得ならびに組織再編を視野に、各分野の研究者からなる教育研究 Grant 委員会が設置され、学術政策分析や外部資金申請課題等の共有を図っている。 ○ 共同研究や受託研究に対する企業関係者の参画を促進するため、産官学協同研究会研究サポーターシステムを構築し、大学の先進的研究の情報共有を図っている。
マネジメントに必要な情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究 Grant 委員会で、各分野の学術政策、各分野の研究特色、研究課題の重点化等に必要な情報を集約している。 ○ また、地域自治体や産業界を対象に産官学協同研究会を組織し、効率的なマネジメントに必要な施策等の情報を学外から積極的に収集している。 ○ Grant 委員会という形で、全学科に対して科学技術政策等の情報把握・流布が行われ、研究費申請の促進が組織的に展開されている。また、全学科の情報が把握できることにより、将来的な組織改編の際にも有用な情報交流が行われているようである。 ○ 外部研究者からのアドバイスや産業界のニーズを組織的に得て部局としての戦略研究分野を認識・促進することについては、これまでは実績がないようであるが、今後の展開は必要であると認識しておられるようである。ただし、実態を反映して実りあるコメントを得るには、委員構成などの実施上の工夫が必要なようである。 ○ F I 推進研究奨励研究費の成果を国際学術講演会と同時実施することにより、国際的に著名な研究者からのアドバイスがきける体制の中で若い教員の研究成果情報が教員ならびに大学院生に流通するようになっており、研究奨励には非常に大きな意義を有しているように感じる。これ以外には研究情報が流通する場はないようであり、これ以外の方策も別途必要なのかもしれない。
マネジメントのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学組織である産官連携機構と密接な連携をとったマネジメントを実施しており、産官相互交流事業、研究者情報の提供等を積極的に実施している。 ○ 研究科内に設置された教育研究 Grant 委員会は平成 19 年に同研究科の今後の活動に対する具体的提案の後、新規研究課題の実施を平成 22 年以降に予定している。 ○ 新たな人事採用の承認において、学部および学科の将来構想が執行部などからもチェックされるようなプロセスになっている。実態としてこのプロセスは強く影響していると思われるが、学部長・学科長が替わるなかでどれほど将来構想が十分に維持・周知徹底されているかはヒアリングでは十分聞く時間がなかった。
評価活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学の評価と同様、組織評価と教員活動評価を実施している。また 2 年ごとに自己点検・評価を実施している。 ○ 教員評価は大学の評価制度の枠組みの中で、工学部としての特性を踏まえた評価方法を形成している。
内部における研究評価活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学の活動に準じて実施されている。大きな研究科であるため、全学からの研究費配分がどの様になされるかがポイントであると思われるが、分野ごとの均等割りにはならず、メリハリのある配分が実施されているとの事であった。
学外競争的資金との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学の活動に準じるが、外部資金獲得に関連する独自の取組としては、研究科長裁量経費による研究推進のための奨励金（F I 推進研究奨励研究費）が、独自の基準により配分されている。
第三者評価への活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的実施される自己点検・評価の項目が、認証評価基準に独自の基準を加えたものとなっているのが大きな特徴であり、組織内の評価活動を第三者評価へ活用することが意識されている。

マネジメントと評価との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官連携機構との協同活動において、産学官連携では着実に実績を上げている。 ○ F I 推進研究奨励研究費などの内部資金配分において、その対象に大学の重点分野を明記するなどの方法をとることにより（決して限定はしていない）、極めて緩やかであるが着実に方向付けを行っているところは、運営上の工夫があらわれているところであるように感じる。
---------------	---

3) その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金獲得および中期目標・計画の達成を大学として推進するために、評価項目やインセンティブ資金の対象等がそれらに整合的、かつ無駄な複雑性なく、組み立てられ、執行部の持つ方向性が教員にまで自然と伝わりやすい構造がとられていることは非常に参考となるものであった。 ○ もし課題をあげるならば、大学側も若干感じておられるようであるが、短期的な資金獲得に結びつく分野以外の研究や、国の科学技術政策の重点分野以外で大学として強みを有する研究、長期的な形で産学連携や資金獲得にむすびつくような知識基盤を目指した研究活動をいかに現在の構成で促進可能かという点、および、量的指標にはなりにくい研究の質的側面を把握し、改善をサポートするような体制や制度の形成が今後のさらなる充実の課題としてあげられるのかもしれない。
--



大阪府立大学産学官連携機構規程

平成 17 年 4 月 1 日
規程第 73 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学学則(平成 17 年公立大学法人大阪府立大学規程第 47 号)第 54 条の規定により設置する大阪府立大学産学官連携機構(以下「産学官連携機構」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 産学官連携機構に次に掲げる組織を置く。

- (1) 総合戦略調整室
- (2) 先端科学イノベーションセンター
- (3) リエゾンオフィス
- (4) 知的財産マネジメントオフィス

(産学官連携機構長)

第 3 条 産学官連携機構長(以下、「機構長」という。)は、産学官連携機構の業務を掌理するとともに、大阪府立大学(以下「本学」という。)の産学官連携活動業務の総合調整を行う。

(教職員等)

第 4 条 産学官連携機構に次に掲げる者を職員として置くことができる。

- (1) 教員
- (2) 職員
- (3) 産学官連携コーディネーター

(知的財産本部)

第 5 条 リエゾンオフィス及び知的財産マネジメントオフィスをもって知的財産本部とし、名称を知的財産ブリッジセンターとする。

(知的財産本部の責任者)

第 6 条 知的財産本部の責任者は、機構長をもって充てる。

(組織間連携)

第 7 条 先端科学イノベーションセンター、リエゾンオフィス及び知的財産マネジメントオフィスは相互に連携し、産学官連携機構の目的とする事業を円滑に推進するよう努めなければならない。

2 産学官連携機構は、本学の学部・研究科と連携して産学官連携活動を行わなければならない。

3 産学官連携機構は、本学以外の産学官連携を推進する機関と連携して活動を行い、その成果を社会に還元するよう努めなければならない。

第 2 章 機構内組織

第 1 節 総合戦略調整室

(機能と役割)

第 8 条 総合戦略調整室は本学における産学官連携活動及び研究推進に関する企画運営及び意思決定を行う。

(総合戦略調整室長等)

第 9 条 総合戦略調整室に総合戦略調整室長並びに総合戦略調整室員を置く。

2 室長は、総合戦略調整室の業務を掌理する。

3 室員は、次の者をもって充てる。

- (1) 知的財産マネジメントオフィス長
- (2) リエゾンオフィス長
- (3) 先端科学イノベーションセンター長

(4) その他、産学官連携活動に関する豊富な知識を持ち、かつ経営的感性が高い本学の教員の中から理事長が任命する者

(総合戦略調整課)

第 10 条 総合戦略調整室に総合戦略調整課を置き、産学官連携機構の事務を行う。

第2節 先端科学イノベーションセンター

(機能と役割)

第11条 先端科学イノベーションセンターは、産学官共同プロジェクト研究を推進するとともに、共同研究、受託研究等の用に供する施設、設備の管理を行う。

(先端科学イノベーションセンター長)

第12条 先端科学イノベーションセンターに先端科学イノベーションセンター長を置く。

2 センター長は、機構長が任命する。

3 センター長は、先端科学イノベーションセンターの業務を掌理する。

(放射線研究センター)

第13条 先端科学イノベーションセンターに、放射線施設の管理運営及び放射線を活用した教育研究を行うことを目的に、放射線研究センターを置く。

2 放射線研究センターの組織及び運営については、別に定める。

(先端科学イノベーションセンターの施設管理)

第14条 先端科学イノベーションセンターに附属施設として先端科学研究センター、生物資源開発センター及び科学技術共同研究センターを置く。

2 前項に規定する附属施設の利用及び管理については別途定める。ただし、前条第2項の規定により別途定める場合及び各附属施設の維持管理についてはこれを除く。

第3節 リエゾンオフィス

(機能及び役割)

第15条 リエゾンオフィスは、知的財産マネジメントオフィスと連携して技術移転の推進、企業への技術相談等を行う。

(リエゾンオフィス長)

第16条 リエゾンオフィスにリエゾンオフィス長を置く。

2 リエゾンオフィス長は、機構長が任命する。

3 リエゾンオフィス長は、リエゾンオフィスの業務を掌理する。

(部局リエゾンオフィス)

第17条 学部・研究科に部局リエゾンオフィスを置き、学部・研究科等における産学官連携活動を行う。

(部局リエゾンオフィスに係る諸規程)

第18条 部局リエゾンオフィス委員会に係る諸規程は、各部局において定める。

第4節 知的財産マネジメントオフィス

(機能及び役割)

第19条 知的財産マネジメントオフィスは、リエゾンオフィスと連携して法人の知的財産の権利化及び技術移転を行う。

(知的財産マネジメントオフィス長)

第20条 知的財産マネジメントオフィスに知的財産マネジメントオフィス長を置く。

2 マネジメントオフィス長は、機構長が任命する。

3 マネジメントオフィス長は、知的財産マネジメントオフィスの業務を掌理する。

第5節 発明委員会

(機能及び役割)

第21条 発明委員会は、発明に係る承認及び調整並びに本学の発明に係る諸問題を統括する。

(発明委員会に関する規程等)

第22条 発明委員会に関する諸規程は、別途定める。

(知的財産権に関する規程等)

第23条 知的財産権に関するポリシー及び諸規程は、別途定める。

第6節 利益相反管理委員会

(機能と役割)

第24条 利益相反管理委員会は、法人の教職員が産学官連携活動に係わって生じた利益相反の裁定を行う。

(利益相反管理委員会委員)

第25条 利益相反管理委員会の委員は、次に掲げる者のうちから機構長の推薦に基づき理事長が任命する。

(1) 教職員

(2) 学識経験のある者

(委任)

第26条 利益相反マネジメントに係るポリシー及び諸規程は、別途定める。

第3章 その他の組織

(総合戦略企画会議)

第27条 産学官連携機構における活動や研究推進に関する意見を幅広く聴取するため、総合戦略企画会議を置く。

2 総合戦略企画会議の組織及び運営については、別途定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

公立大学法人大阪府立大学評価会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪府立大学委員会等設置規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第11条）第3条の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学評価会議（以下「評価会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 評価会議の所掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 大学評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本的事項に関すること。
- (3) 大阪府地方独立行政法人評価委員会の評価への対応の方針に関すること。
- (4) 認証評価機関の評価に係る基本的事項に関すること。
- (5) 教員の個別評価及び組織評価の実施方針、評価方法等の基本的事項に関すること。
- (6) 評価結果の活用方策その他評価に関する基本的事項に関すること。

2 評価会議は、必要に応じて、経営会議及び教育研究会議に報告し、又は付議するものとする。

3 評価会議は、評価結果及びその活用に関する事項並びに一般に公表する内容等を役員会並びに経営会議及び教育研究会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 経営担当理事、教務・学生担当理事
- (3) 工学研究科長、生命環境科学研究科長、理学系研究科長、経済学部長、人間社会学部長、看護学部長、総合リハビリテーション学部長、総務部長、学生センター長、学術情報センター長、産学官連携機構長
- (4) その他評価会議が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年以内で評価会議が必要と認める期間とする。ただし、再任は妨げない。

(議長)

第5条 評価会議に議長を置き、理事長をもって充てる。

(副議長)

第6条 評価会議に副議長を置き、議長が指名する委員をもって充てる。

2 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 評価会議は、議長が招集し、議長が会務を掌理する。

2 評価会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 評価会議は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 評価会議の運営等に関し必要な事項は、評価会議が別に定める。

(評価・企画実施委員会等)

第8条 評価会議の下に、第2条第1項に掲げる職務について詳細な企画及び実施を行うため、大阪府立大学評価・企画実施委員会（以下「大学評価委員会」という。）を置く。大学評価委員会の組織は別途定める。

2 大阪府立大学の各部局に、第2条第1項に掲げる職務のうち、各部局において必要な部局評価の企画及び実施を行うため、部局評価・企画実施委員会（以下「部局評価委員会」という。）を置く。部局評価委員会の組織は当該部局において別途定める。

(庶務)

第9条 評価会議の庶務は、経営企画部経営企画課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、評価会議が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

公立大学法人大阪府立大学大学評価基本方針

大阪府立大学（以下「本学」という。）における大学評価は、この方針に基づき行う。実施に当たっては、公立大学法人大阪府立大学評価会議（以下「評価会議」という。）及びその下に設置する大阪府立大学評価・企画実施委員会（以下「大学評価委員会」という。）が、部局評価・企画実施委員会（以下「部局評価委員会」という。）と連携して、効果的に行うものとする。

第1 目的

本学における大学評価は、本学の教育、研究及び社会貢献等の活動について、一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の質の向上を図り、本学の理念・目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的として実施する。

第2 定義

- (1) 認証評価とは、学校教育法第69条の3第2項に規定する認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- (2) 法人評価とは、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う本学の評価をいう。
- (3) 部局とは、各学部・研究科、総合教育研究機構、総務部、経営企画部、学生センター、学術情報センター、産学官連携機構をいう。

第3 評価の種類

- (1) 大学評価は、自己点検・評価、認証評価及び法人評価とする。
- (2) 自己点検・評価は、大学及び部局を単位として実施する組織評価と大学を構成する教員の活動について実施する教員活動評価とする。

第4 自己点検・評価の実施

自己点検・評価については、大学評価委員会が実施要領を策定し、3年ごとに実施する。

第5 認証評価及び法人評価の実施

認証評価及び法人評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

第6 教員活動情報データベースシステムの活用

大学評価の実施に当たっては、教員活動情報データベースシステムを活用することとし、その方策については、大学評価委員会において定める。

第7 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載やホームページへの掲載等広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は大学評価委員会において定める。

第8 評価結果の活用

- (1) 評価会議は、大学評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に係る基本方針を策定する。
- (2) 大学評価委員会及び部局評価委員会は、評価会議が策定した基本方針に基づき、改善方策及び改善計画を策定する。
- (3) 理事長（学長）は、前項の改善方策及び改善計画を受け、部局に改善の実施を要請する。

附 則

この基本方針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

大阪府立大学自己点検・評価実施要領

I 総則

1. 自己点検・評価の目的

本学における自己点検・評価は、本学の組織及び教員の活動状況について、点検・評価を行い、その活性化を促し、教育・研究等の質の向上を図るとともに、本学が目指す理念・目標を達成するためにこれを実施する。

2. 定義

(1) 部局とは、各学部・研究科、総合教育研究機構、総務部、経営企画部、学生センター、学術情報センター、産学官連携機構をいう。

(2) 学部等とは、各学部・研究科、総合教育研究機構、産学官連携機構をいう。

3. 自己点検・評価の構成

自己点検・評価は、組織評価と教員活動評価で構成するものとし、それぞれにつき、教育、研究、社会貢献及び大学運営の4分野に分類する。

4. 自己点検・評価報告書の作成

部局評価・企画実施委員会（以下「部局評価委員会」という。）においては、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度6月末までに組織評価結果、教員活動評価結果を部局自己点検・評価報告書としてとりまとめ、大学評価・企画実施委員会（以下「大学評価委員会」という。）に提出する。

大学評価委員会においては、部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度7月末までに自己点検・評価報告書を作成する。

5. 自己点検・評価報告書の承認

大学評価委員会が作成した自己点検・評価報告書については、作成後速やかに評価会議において承認を得るものとする。

6. 自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価報告書は、評価会議の承認後速やかに本学のホームページ等において公表する。

7. 自己点検・評価に係る資料の収集

自己点検・評価に必要な資料については、部局において毎年度収集・保管する。

II 組織評価

1. 組織評価の対象

組織評価の対象は、本学全体及び本学を構成する部局とする。

2. 組織評価の実施

組織評価については、認証評価機関による点検・評価内容に本学独自の点検・評価内容を加えて実施する。

本学全体及び部局の各分野における点検・評価内容は、別表の通りとする。

3. 組織評価の実施時期

組織評価は自己点検・評価実施年度の年度末までに行う。

III 教員活動評価

1. 教員活動評価の対象

教員活動評価の対象となる教員は、本学専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

2. 教員活動自己点検・評価実施基準の策定

教員活動評価の実施に当たっては、大学評価委員会において、全学共通の自己点検項目、自己評価の観点及び内容を示した教員活動自己点検・評価実施基準（以下「全学実施基準」という。）を定める。

部局評価委員会においては、全学実施基準に、学部等の特性を考慮した自己点検項目、自己点検評価の観点及び内容を加えた学部等教員活動自己点検・評価実施基準（以下「学部等実施基準」という。）を定める。

3. 教員活動自己点検・評価報告書の提出

教員は、原則として毎年度4月末までに、前年度分の活動について当該教員が所属する学部等の学部等実施基準に基づき自己点検・評価を行い、教員活動自己点検・評価報告書として活動状況資料を添え、当該教員が所属する学部等の長に提出する。

4. 教員活動評価の実施

学部等の長及び部局評価委員会は、自己点検・評価実施年度の翌年度5月末までに、自己点検・評価実施年度を含む過去3年度分の教員活動自己点検・評価報告書について分析・検証する。

学部等の長は、教員活動自己点検・評価報告書の分析・検証に当たって、必要に応じ、教員に対しヒアリングを実施することができる。

5. 教員活動自己点検・評価報告書等の非公表

教員活動自己点検・評価報告書及び活動状況資料は、公表しない。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

全学共通の教員活動自己点検・評価実施基準

1 目的

教育、研究、社会貢献及び大学運営の4分野における教員個人の活動状況について、教員自身が自己点検・評価し、自らの活動の改善と向上に努めることにより、本学の教育、研究及び社会貢献等の活動について、一層の活性化を促すことを目的に行う。

2 教育活動

本学が掲げる教育目的に照らして、教育活動の質の維持・向上を図る取組を不断に行っているかについて、自己点検・評価を行う。

活動分野	点検項目	評価の観点	自己点検・評価内容
教育活動	授業活動 (学部、大学院を含む)	学部等が掲げる教育目的のもと、個々の授業目標に従って、授業展開を積極的に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に積極的に行った A 積極的に行った B 普通であった C 積極的でなかった (授業を持たない教員は除く。)
	教育改善活動	学部等が掲げる教育目的に応じた授業内容、教材、教授技術等の改善を積極的に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に積極的に行った A 積極的に行った B 普通であった C 積極的でなかった (授業を持たない教員は除く。)
	研究指導活動 (学部、大学院を含む)	学位取得に向けた指導を積極的に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に積極的に行った A 積極的に行った B 普通であった C 積極的でなかった (研究指導活動を行わない教員は除く。)

3 研究活動

本学が掲げる研究目的に照らして、研究活動が活発に行われているか。また、研究成果からみて質が確保されているかについて、自己点検・評価を行う。

活動分野	点検項目	評価の観点	自己点検・評価内容
研究活動	学術論文等による研究発表活動	学術論文等による研究発表活動を活発に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に活発であった A 活発であった B 普通であった C 活発でなかった
		学術論文等により、質の高い研究発表活動がなされたか。	活動内容について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 特段に高い質が確保された A 高い質が確保された B 普通であった C 不十分であった
	学会等における研究発表活動	学術講演、学会発表による研究発表活動を活発に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に活発であった A 活発であった B 普通であった C 活発でなかった
	競争的資金の申請・獲得状況	競争的資金獲得のため、代表者として積極的に申請したか。	申請状況について次の3段階により評価するとともに、Cの場合、その理由を具体的に記載 A 積極的に申請した B 申請した C 申請しなかった
競争的資金の申請を行った結果、採択されたか。		獲得状況について次の3段階により評価する A 複数採択された B 採択された C 採択されなかった	

注1：競争的資金とは、科研費、国プロジェクト、NEDO、JSTなど、公募によるものをいう。

2：申請とは、新規申請のことをいう。

4 社会貢献活動

地域社会への貢献にかかる活動は積極的に行われたかについて、自己点検・評価を行う。

活動分野	点検項目	評価の観点	自己点検・評価内容
社会貢献活動	府等の委員会への参画活動	国・府・市町村等の委員会への参画により、行政課題に対応した研究・提言を積極的に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に積極的に行った A 積極的に行った B 普通であった C 積極的でなかった
	地域に密着した学習支援活動	社会人向けの公開講座、高大連携講座等を通じて、地域に密着した学習支援活動を積極的に行ったか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 非常に積極的に行った A 積極的に行った B 普通であった C 積極的でなかった

5 大学運営活動

本学の教育、研究活動等を円滑に推進するため、大学の運営に係る取組に寄与したかについて、自己点検・評価を行う。

活動分野	点検項目	評価の観点	自己点検・評価内容
大学運営活動	各種委員会活動	大学、学部等の各種委員会等に参画し、その運営に寄与したか。	活動状況について次の4段階により評価するとともに、その理由を具体的に記載 S 十分に寄与した A 寄与した B あまり寄与しなかった C 寄与しなかった

外部研究資金獲得の教員のインセンティブ保持方策実施要綱

1. 目的

外部研究資金については、中期計画で平成22年度において法人化前に比して30パーセントの増加を目指すこととしている。そのため、産学官連携費を活用し、外部研究資金獲得の教員のインセンティブを保持する方策を実施することにより、この中期計画の達成に向けた全学的な取組みの一層の強化を図るものとする。

2. 外部研究資金の範囲

この要綱の対象とする外部研究資金は、共同研究費、受託研究費、教育・研究奨励寄附金、科学研究費その他外部機関から受け入れる研究資金をいう。

3. インセンティブ保持方策

インセンティブ保持方策は、次のとおりとする。

(1) 教員に対する学長表彰の実施

ア 趣旨

特に多額の資金獲得に尽力した教員については、他の教員の模範となることから、学長から表彰を行うことにより、その労をねぎらうとともに、今後とも大学全体としての積極的な取組みが広がることを期待する。

イ 対象

表彰実施年度の前年度1年間において、2,000万円以上の外部研究資金を獲得した教員を対象とする。

ウ 推薦手続

対象となる教員が所属する部局長が推薦する。

なお、該当者については、産学官連携機構から各部局長に対して事前に連絡するものとする。

エ 副賞

学長表彰を受けた教員に対して、副賞として記念品を交付する。

(2) 部局への支援費の交付

ア 趣旨

平成17年度における外部研究資金獲得に向けた各部局の取組みを支援するとともに、平成18年度以降において各部局がそれぞれ年度毎に定める外部研究資金獲得目標額(以下、「目標額」という。)の達成を支援するため、次のイの基準により、各部局に対して支援費を交付するものとする。

イ 基準

支援費は、次に定める基準により算定する。

(ア) 部局への支援費の交付額は、合計1,600万円とする。その内訳は、人数割として、合計500万円、実績割として、合計1,100万円とする。

(イ) 人数割は、500万円に支援費交付実施年度5月1日現在の各部局教員数の比率を掛け合わせた金額を、それぞれ各部局に対して交付するものとする。

この人数割による措置は、平成19年度までとする。

(ウ) 実績割のうち基本額は、900万円に支援費交付実施年度の前年度1年間における各部局外部研究資金獲得額の比率を掛け合わせた金額を、それぞれ各部局に対して交付するものとする。ただし、平成17年度は、4月から7月までの各部局外部研究資金獲得額の比率を掛け合わせた金額を交付するものとする。

また、実績割のうち調整額は200万円とし、平成19年度以降について、各部局における目標額と実績額との過不足を勘案して、基本額を調整した金額を交付するものとする。

ウ 支援費の用途

支援費は、次に掲げる経費に支出するものとする。

- (ア) 各部局リエゾンオフィスの運営に必要な非常勤職員の人件費、事務費等
- (イ) 各部局において外部研究資金獲得のために必要な経費
- (ウ) その他各部局の運営に必要な経費

4. 実施年度

インセンティブ保持方策の実施年度は、次のとおりとする。

- (1) 教員に対する学長表彰の実施年度は、平成18年度からとする。
- (2) 部局への支援費の交付の実施年度は、平成17年度からとする。

5. 基準等の見直し

インセンティブ保持方策の基準等については、その効果を見極めることにより、適宜見直しを行うものとする。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、インセンティブ保持方策の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

大阪府立大学 21 世紀科学研究所の設置及び運営に関する規程

(趣旨)

第 1 条 優秀な研究者を多く抱える大阪府立大学（以下「本学」という。）が、組織として 21 世紀に通用する研究機能を発揮するためには、教育・研究上の枠組を超えた分野（部局）横断型の共同研究を積極的に推進する必要がある。このため本学は、一定の要件を備えた自主的共同研究グループに対して、21 世紀科学研究所（以下、「研究所」という。）として認定し、その研究所の主唱者等が活動しやすい環境を提供するなど組織運営に一定の便宜を図ることにより、研究グループの自己組織化を促し、本学における研究活動の一層の活性化に努めるものとする。

また、その目的が本学の戦略的課題を推進するために必要な研究については、学長が研究所を開設できるものとする。

(名称及び要件)

第 2 条 研究所には、その研究内容に最も相応しい名称を冠するものとする。

2 研究所は、次の要件を満たしていなければならない。但し、学長が開設する研究所については、この限りではない。

- (1) 本学の専任教員 4 人以上を含み、5 人以上の研究者で構成されていること。
- (2) 明確な研究目標を定めて行う組織的研究であって、学部・学科を超えた分野横断型の研究を目指していること。
- (3) 研究代表者が本学の専任教授であること。
- (4) 研究所の運営に関して必要な事項は当該研究所において定めること。

(施設等)

第 3 条 研究所には、所属する専任の職員及び専用の研究施設を置かない。但し、学長が開設する研究所については、この限りではない。

(事業)

第 4 条 研究所は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究及び調査並びに当該成果の発表
- (2) 研究会、講演会、講習会等の企画及び開催
- (3) 大学院学生の研究支援
- (4) その他研究所の目的達成に必要な事項

(所長)

第 5 条 研究所に所長を置き、研究代表者をもって充てる。但し、学長が開設する研究所の所長は、学長が任命する。

2 所長は、研究遂行上の社会的責任及び倫理規範などを明確に説明する義務を負う。

(研究員)

第 6 条 研究所に研究員を置き、本学の専任教員、客員研究員、ポストドクター及び研究支援者をもって充てる。

(研究所の設置期間)

第 7 条 研究所の設置期間は、3 年を単位とする。但し、継続を妨げないものとする。

(開設の申請)

第 8 条 研究所を開設しようとする者又は学長が開設する研究所の所長は、次の事項を記載した申請書を別に定める期日までに、学長に提出するものとする。

- (1) 研究所の名称
- (2) 研究代表者の職、氏名

- (3) 研究所の設置目的および研究内容
- (4) 研究所の設置期間
- (5) 研究組織の概要
- (6) 研究所の運営に係る経費の概要
- (7) その他参考となる事項

(諮問)

- 第9条 学長は、大阪府立大学21世紀科学研究所審議委員会（以下「審議委員会」という。）に、研究所の設置又は継続の認定の是非について諮るものとする。
- 2 前項のほか、学長は、研究所について審議すべき事項であると認めたものがあるときは、審議委員会に諮問することができる。
 - 3 審議委員会は、審議の上、その結果について学長に報告するものとする。
 - 4 審議委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(運営に係る経費)

- 第10条 研究所に係る経費は、外部研究資金、基盤研究費及びその他の収入をもって充てる。

(学長裁量経費による支援)

- 第11条 前条にかかわらず、学長は、必要に応じて、学長裁量経費を研究支援のための経費として研究所に配分することができるものとする。

(研究成果の公表及び活動報告等)

- 第12条 研究所は、研究成果を論文等で公表するものとする。
- 2 所長は、年度の終了後1箇月以内に前年度の活動報告書を学長に提出しなければならない。

(閉鎖)

- 第13条 研究所の設置意義が消失したときは、当該研究所を閉鎖するものとする。

(事務)

- 第14条 研究所に係る企画運営に係る事務は研究所内で行うものとし、その他、研究所の開設申請、継続申請等に係る事務は、総合戦略調整課が処理するものとする。

(委任)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月27日から施行する。